

三菱UFJ年金ニュース【特別版】

最近の年金関連トピックス (厚年基金、公的年金等)

平成24年4月



三菱UFJ信託銀行

目次

1. 財政運営基準等の見直し	
1-1. 財政の健全化の観点から改正する事項	・・・P3
1-2. 制度運営の効率化の観点から改正する事項	・・・P8
1-3. 平成24年度予算編成の留意点	・・・P10
2. 各種利率の改正	
2-1. 最低責任準備金の付利率	・・・P12
2-2. 平成24年度の予定利率	・・・P14
3. 社会保障・税一体改革における年金改革案	
3-1. 短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大	・・・P16
3-2. 低所得者等への加算、高所得者の年金給付の見直し等	・・・P17
4. 65歳までの希望者全員の継続雇用義務付け	・・・P19
5. 退職給付会計基準見直しの動向	・・・P22
6. 平成23年12月～平成24年3月の年金ニュース	・・・P25
7. 当資料掲載の平成23年12月～平成24年3月のMUTB年金メールマガジン一覧	・・・P27

平成23年12月(20日)～平成24年3月の三菱UFJ年金ニュース・MUTB年金メールマガジンを基に、項目別に編集致しました。【補足】にて、平成24年3月31日までの状況をまとめております。

1. 財政運営基準等の見直し



1-1. 財政の健全化の観点から改正する事項

- 掛金引上げ猶予が1年間延長された（指定基金を除く）。
- 平成25年4月1日までに予定利率引下げと同時に給付減額を実施する場合の特例が新設された。
- 下方回廊方式は期限（平成24年3月末の計算基準日まで）で廃止となった。

1. 弾力化措置

<弾力化措置>

<適用後の掛金引上げ>

<概要>

① 掛金引上げ猶予
(1年延長)

H25.4.1から

従前の掛金引上げ猶予措置は平成24年3月31日までとされていたが、平成25年3月31日まで1年間延長された(指定基金を除く)。

② 予定利率引下げ
の特例(新設)

早ければ
H26.4.1から

平成25年4月1日までに予定利率引下げと給付減額を同時に実施する場合、特別掛金の変更を猶予することができる。

③ 下方回廊方式は
廃止される

早ければ
H26.4.1から

下方回廊方式は平成24年3月31日基準までで廃止される(平成25年3月31日基準で継続基準に抵触しても、許容繰越不足金相当の不足金解消は留保できなくなる)。

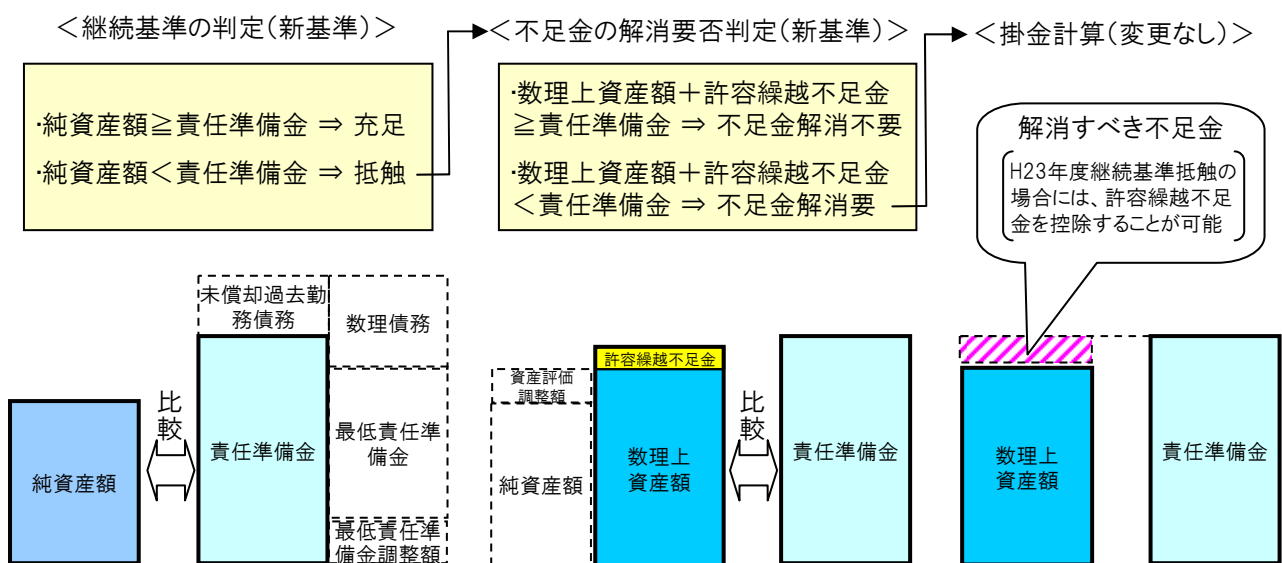
1-1. 財政の健全化の観点から改正する事項

➤ 代行部分の債務の算定方法等が変更されるが、掛金水準へ大きな影響を与える変更はなかった。

2. 継続基準

～平成24年度決算・財政検証から～

- ① 継続基準の財政検証や掛金計算に使用する代行部分の債務(最低責任準備金(継続基準))の算定方法が変更される。
- ② 貸借対照表や継続基準の判定において、資産は全て時価評価とされ、資産評価調整額は無いものとして扱われる。但し、不足金の解消要否判定や掛金計算においては従来通り数理的評価を使用できる。



1-1. 財政の健全化の観点から改正する事項

▶ 積立要件の段階的引上げや回復計画の廃止など、掛金水準へ大きな影響を与える変更が行われた。

3. 非継続基準 ～平成24年度財政検証から～

- ① 最低積立基準額に対する積立要件が段階的に90%から100%に引上がる。
- ② 回復計画は平成28年度の財政検証まで(5年間)は使用可能(積立比率に応じた方法に原則一本化)だが、前提が厳格化される。
- ③ また年金資産の評価方法は時価に統一される。

<非継続基準の改定項目と影響>

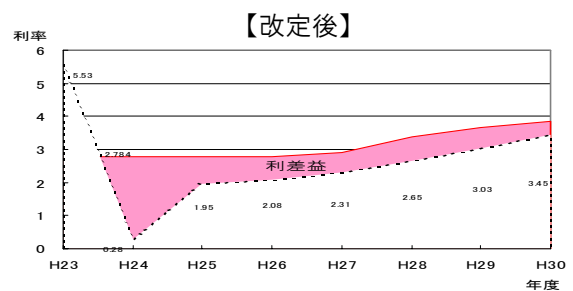
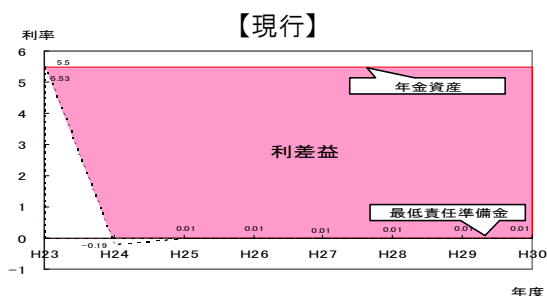
※H23年度策定の場合

改定項目	概要	影響
積立要件	<ul style="list-style-type: none"> 最低責任準備金の105%(変更なし)かつ最低積立基準額の100%(現行の90%から2%ずつ引上げ、平成28年度に100%となる) 但し積立水準の引上げスケジュールは今後の経済情勢や環境等を踏まえ、必要なら所要の検討を加え必要な措置を講ずる。 	積立要件の引上げにより特別・特例掛金が増える可能性がある
回復計画	<ul style="list-style-type: none"> 「回復計画を作成する方法」は廃止(「積立比率に応じた方法」に原則一本化) 但し平成28年度の財政検証まで(5年間)は使用可能 	それぞれの方法について掛金水準や対応方法について検討する必要がある
計画期間	7年(現行の10年から短縮)	計画期間の短縮により掛金引上げ要因となる可能性がある
最低責任準備金付利率	厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り(現行の0.01%⇒1.92%～3.39%※へ引上げ)	現行基準のように債務と資産の利差益を計画で見込むことが困難となるため、掛金が大幅に引上がる可能性がある
年金資産利回り	<ul style="list-style-type: none"> 各年度において以下のいずれか大きい率を上回らないこと(現行の予定利率から以下へ変更) 基金の運用実績の過去5年平均 計画作成時の最低積立基準額の算定利率(2.32%～2.784%※) 厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り(2.03%～3.85%※) 	
年金資産の評価方法	時価のみ使用可能(現行は数理的評価も使用可能)	数理上資産>時価の場合には掛金引上げ要因となる

<積立要件引上げスケジュール>



<回復計画上の利差益のイメージ(代行部分)>



1-1. 財政の健全化の観点から改正する事項

- 単年度で最低責任準備金×0.8未滿を指定する新ルールが導入された。
- 健全化計画の前提は回復計画同様、厳格化された。
- 但し承認基準は、指定年度の前年度に比べて、健全化計画の最終年度における最低責任準備金に対する純資産額の比率が上昇することとされた。

4. 指定基金

改定項目		現行	改定後	適用時期
指定基金 健全化計画	指定対象基金	指定年度(指定する日の属する年度(決算年度+1年度)。以下同じ)の前3事業年度連続で純資産額<最低責任準備金×0.9	以下のいずれかに該当する厚年基金 ①指定年度の前3事業年度連続で純資産額<最低責任準備金×0.9 ②指定年度の前事業年度末で純資産額<最低責任準備金×0.8	平成23年度から
	健全化のための具体的措置	「改善措置の内容」及び「実施年月の見込み」を記載	代議員会の議決を経た上で記載することを原則とするが、「具体的措置を実施すること及び実施時期」の「見込み※」を記載することは差し支えない	
	最低責任準備金付利率	以下のいずれかの率 ①厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り ②厚年本体の直近5年の運用実績の平均値	厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り	
	年金資産の利回り	基金の予定利率以下	各年度において以下のいずれか大きい率を上回らないこと ①基金の運用実績の過去5年平均 ②計画作成時の最低積立基準額の算定利率 ③厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り	
	申請時期	指定年度の2月末日までに地方厚生局に提出	・指定年度の2月末日までに地方厚生局に提出 ・指定年度の2月末日までに提出することが困難な場合には、その旨を地方厚生局に報告し、遅くとも、指定年度の翌年度の9月末日までに地方厚生局に提出	
	承認基準 (財政健全化の目標は、「最低責任準備金の9割相当の資産の確保」であることに変更しないため、各基金において承認されるか否かについては個別性が高いと考えられる)	指定年度の3月末日までに承認 ⇒健全化計画の最終年度において純資産額≥最低責任準備金×0.9となっていることが前提	・具体的措置の実施が見込まれ、基金の財政の健全化が見込まれる場合には承認する ・例えば、指定年度の前年度に比べて、健全化計画の最終年度における最低責任準備金に対する純資産額の比率が上昇すること	
	様式	①財政に関する事項(設立時以降の給付設計や決算状況等) ②業務に関する事項(設立時以降の業務会計等) ③歴代代議員・理事等名簿 ④財政状況の経緯と現行のままでの財政見通し ⑤財政健全化計画 ⑥健全化計画に基づく財政見通し	①財政健全化計画 ②健全化計画に基づく財政見通し (左記の①～④は廃止)	

※ 見込みを記載する場合であっても、健全化計画は、あくまでも、基金の財政の健全化を図ることを目的としたものであることに十分留意すること

1-1. 財政の健全化の観点から改正する事項

- 平成23年度までの指定基金は、翌年2月末までに回復計画を健全化計画と同じ前提で策定（継続実施の場合は再策定）する必要があるが、その場合の回復計画の取扱いが以下の通り確認された。
- ① 健全化計画は満たすが、回復計画を満たさないような掛金引上げの規約変更の申請となった場合は、掛金が不十分な点について改善を検討する旨の条件付で認可される見込み。
 - ② 健全化計画の提出を9月末日等に延長した場合のように、健全化のための具体的措置が未確定のため、回復計画の最終年度において積立目標水準を満たしていない回復計画を提出することはやむを得ない（その旨を欄外に記入）とされた。

< 指定基金となった場合の回復計画の取扱い >

	健全化計画	指定基金となった場合の回復計画の取扱い
積立目標水準	最低責任準備金×0.9以上	最低責任準備金×1.05以上かつ 最低積立基準額×0.9以上(従前通り)
承認基準	具体的措置の実施が見込まれ、基金の財政の健全化が見込まれる場合 ⇒例えば、指定年度の前年度に比べて、健全化計画の最終年度における最低責任準備金に対する純資産額の比率が上昇すること	まずは回復計画も満たすような掛金の手当てを検討すべき。その上で、健全化計画は満たすが回復計画を満たさないような掛金引上げの規約変更の申請となった場合は、掛金が不十分な点について改善を検討する旨の条件付で認可する。
計画期間	5年	10年(平成24年3月末の財政検証まで、それ以降は7年)
最低責任準備金付利率の前提	厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回りを下回らないこと	同左
年金資産利回りの前提	「基金の運用実績の過去5年平均」、「最低積立基準額の算定利率」または「厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り」のいずれか大きい率を上回らないこと	同左
資産評価方法	時価のみ使用可能	同左(積立比率に応じた方法の場合には「数理的評価」を使用可能(平成23年度末まで))
提出時期	指定年度の2月末日までに提出(困難な場合には、その旨を地方厚生(支)局長に報告し、遅くとも、指定年度の翌年度の9月末日までに管轄の地方厚生(支)局長に提出※)	基準日の翌日から11ヶ月以内(翌年2月末日まで)に提出(健全化計画の提出を翌年度の9月末日まで延長する場合でも同様) ⇒健全化計画の提出を9月末日等に延長した場合のように、健全化のための具体的措置が未確定のため、回復計画の最終年度において積立目標水準を満たしていない回復計画を提出することはやむを得ない(その旨を欄外に記入) ⇒平成22年度決算に基づく回復計画(継続実施先も含む)は、健全化計画と同じ前提により回復計画を再策定し、平成24年2月末日までに提出要

※ 提出時点で確定している直近決算に基づき作成

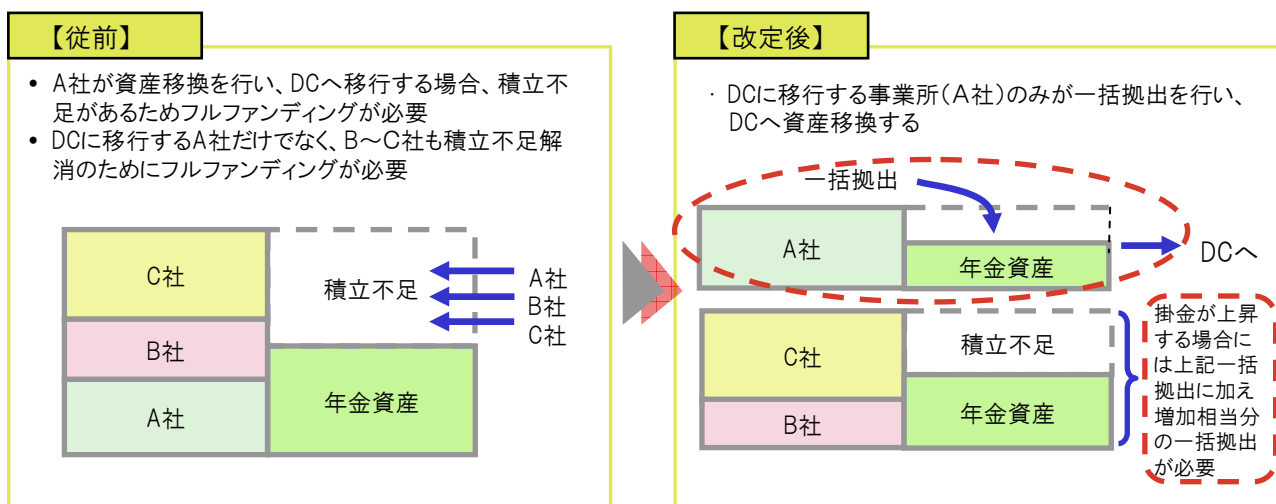
1-2. 制度運営の効率化の観点から改正する事項

- ▶ 制度運営の効率化の観点から財政再計算時期や特別掛金率の計算方法等の見直しが行われた。

改定内容	概要	適用時期
財政再計算時期の見直し	基礎率を見直しを行う財政計算を財政再計算と定義し、次回再計算日は当該財政再計算日の5年後となる(財政再計算に伴う免除保険料率の見直しは行わない)。免除保険料は当該財政再計算時に見直す	平成24年度の財政計算から
特別掛金率の計算方法の見直し	特別掛金の計算に加入員数の動向や将来の給与水準の変化を織り込めることとなった	公布日から
過去勤務債務の償却方法の見直し	特別掛金の段階的引上げ償却において、段階引上げ償却の要件である「選択一時金の休止」、「許容繰越不足金の制限」要件が撤廃された	
確定拠出年金へ的一部移行に伴う一括拠出の緩和	確定拠出年金へ一部移行する際の積立不足に対する一括拠出の範囲を、移換者の移行部分に限定された(⇒詳細は次頁ご参照)	
選択一時金換算率の要件緩和	選択一時金の上限を計算する際に支給要件を満たしたときの下限予定利率を使用することが可能となった(選択一時金は、下限予定利率による保証期間分の現価を上限とするため、一時金を満額支給するためには給付利率を下限予定利率以上とする必要があったが、この要件が見直された)	
キャッシュバランスプランにおける指標の弾力化	再評価の指標として、一定の上下限(ゼロ以上)を付した市場インデックスが使用できるようになった(市場インデックスは単年度でゼロ以上である必要がある) <市場インデックスはNOMURA-BPI、TOPIX、シティグループ世界国債インデックス、MSCI-KOKUSAI等やその組み合わせも使用可能>	
業務報告の簡素化	業務報告様式から被用者年金被保険者数、業種、業務委託状況等が除外、掛金拠出状況(月別)が追加される	平成24年度の決算から

1-2. 制度運営の効率化の観点から改正する事項

< 確定拠出年金への一部移行に伴う一括拠出の緩和 >



留意点

- 他の設立事業所への資金負担を考慮する必要がなくなる。
- DC移行による事業所減少(任意脱退)が増大する恐れがある。
- 基本部分は連合会へ権利義務移転することになるが、その際には移転事業所の記録整理が必要。
- 一部移行の一部とは事業所単位・給付単位・職種単位・個人単位等様々なケースが想定される。
- 改定後の一括拠出金(移行部分の不足額) = 移換額(移行部分の最低積立基準額) - 債務比[※]で割りあてられた移行部分の年金資産となる。
- 事業所のDC移行により移行元制度の掛金が増加するときは、DC移行する事業所は当該増加する額相当の一括拠出が必要。

※ 債務比とは以下のいずれか

- ① (給付現価 + 最低責任準備金 + 最低責任準備金調整額) の比
- ② (数理債務 + 最低責任準備金 + 最低責任準備金調整額) の比
- ③ 責任準備金(数理債務 + 最低責任準備金 + 最低責任準備金調整額 - 特別掛金収入現価 - 特例掛金収入現価) の比
- ④ 最低積立基準額の比
- ⑤ 受給権者分を先取りした上で、上記①～④のいずれかの比

1-3. 平成24年度予算編成の留意点

- ▶ 平成24年度の予算編成通知が発出された。
- ▶ 財政運営基準見直し後の勘定科目が使用されているが、平成23年度予算編成通知に準じた予算編成も可とされた。

財政運営基準見直しに伴い設定された勘定科目のうち、「最低責任準備金調整額」のコロガシ利率は以下の通り(通知に記載)。

- ・平成23年度 ▲2.11%※1
- ・平成24年度 2.03%※2

平成24年度予算編成通知発出時点では、新財政運営基準の改正通知が未発出であったため、見直し前の財政運営基準を使用した予算編成も可(通知に記載)。この場合の「最低責任準備金(継続基準)」のコロガシ利率は以下の通り(厚生労働省に確認)。

- ・平成23年度 ▲1.02%※3
- ・平成24年度 4.10%※4

※1 年金積立金管理運用独立行政法人の上半期運用結果(▲3.07%)と厚生年金特別会計の年金勘定に係る積立金の運用利回りの見込み率(年率1.92%)を期間按分した率
($(\text{▲}3.07\% \times 2 + 1.92\%) \div 2 = \text{▲}2.11\%$)

※2 厚生年金特別会計の年金勘定に係る積立金の運用利回りの見込み率(通知)

※3 年金積立金管理運用独立行政法人の上半期運用結果(▲3.07%)と厚生年金特別会計の年金勘定に係る積立金の運用利回りの見込み率(年率4.10%)を期間按分した率
($(\text{▲}3.07\% \times 2 + 4.10\%) \div 2 = \text{▲}1.02\%$)

※4 厚生年金特別会計の年金勘定に係る積立金の運用利回りの見込み率(通知内容について厚生労働省に確認した率)

2. 各種利率の改正



2-1. 最低責任準備金の付利率

➤平成24年（1月～12月）の最低責任準備金付利率（▲0.26%）が告示された。

① 最低責任準備金の付利率

平成23年度は年度換算ではプラスに

- ・ 非継続基準の財政検証および解散等の資産移換時に使用。
- ・ 平成23年度の非継続基準の財政検証ではプラスの付利率。
（平成21～22年度はマイナス付利率）

	厚年本体 利回り	最低責任準備金の 算出に用いる利率				<ご参考> 年度換算	<ご参考> 最低責任準備金(継続基準)の 算出に用いる利率	
		4～6月	7～9月	10～12月	1～3月			
平成9年度	4.66%	—	—	—	—	—	—	
平成10年度	4.15%	—	—	—	—	—	—	
平成11年度	3.62%	—	4.66%	4.15%	—	—	3.62%	
平成12年度	3.22%	4.15%	—	3.62%	4.02%	—	3.22%	
平成13年度	1.99%	3.62%	—	3.22%	3.52%	—	1.99%	
平成14年度	0.21%	3.22%	—	1.99%	2.91%	—	0.21%	
平成15年度	4.91%	1.99%	—	0.21%	1.54%	—	4.91%	
平成16年度	2.73%	0.21%	—	4.91%	1.36%	—	2.73%	
平成17年度	6.82%	4.91%	—	2.73%	4.36%	—	6.82%	
平成18年度	3.10%	2.73%	—	6.82%	3.74%	—	3.10%	
平成19年度	-3.54%	6.82%	—	3.10%	5.88%	—	-3.54%	
平成20年度	-6.83%	3.10%	—	-3.54%	1.40%	—	-6.83%	
平成21年度	7.54%	-3.54%	—	-6.83%	-4.37%	—	7.54%	
平成22年度	-0.26%	-6.83%	—	7.54%	-3.43%	—	-0.26%	
平成23年度	—	7.54%	—	-0.26%	5.53%	—	—	
平成24年度	—	-0.26%	—	—	—	—	—	

影響①
（今回確定分）

影響②
（既に確定済）

2-1. 最低責任準備金の付利率

② 回復計画上の最低責任準備金の付利率※1

- 回復計画策定上の最低責任準備金の予測に用いる利率は、今後以下の①、②のいずれか小さい率を下回らないように定める。
 - ①厚年本体の直近5年の運用実績。ただし、当該平均値がマイナスの場合は、当該実績値に基づき合理的に見込まれる率。
 - ②厚年本体の財政検証における運用利回りの前提
- 平成22年度決算に基づき回復計画を策定する場合、下表の通り直近5年平均は0.01%となり平成22年の厚年本体の財政検証における運用利回りの前提を下回るため、平成25年以降の見込みとして0.01%が適用可能。

※1財政運営基準の見直しにより、平成24年度(平成25年3月末)財政検証以降は改定される。但し、指定基金は平成23年度より先行して前提が見直される。

《厚生年金本体の運用実績》

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
年度実績	3.10 %	▲3.54 %	▲6.83 %	7.54 %	▲0.26 %
過去5年平均	—				0.01 %

《22年度回復計画策定上の最低責任準備金の付利率》

	平成24年1月～12月	平成25年以降
付利率①(過去5年平均)		0.01 %
付利率②(厚年本体の前提)	▲0.26 %	1.92 %～4.10%※2
①と②の小さい方	—	0.01 %

※2 平成21年厚生年金本体の財政検証における運用利回り前提に基づく付利率

《ご参考. 平成21年厚生年金本体の財政検証における運用利回り前提》

年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32年度以降
利率(%)	1.47	1.78	1.92	2.03	2.23	2.57	2.91	3.39	3.65	3.85	4.00	4.10

2-2. 平成24年度の予定利率

▶ 継続基準の下限予定利率：年1.1%※1

▶ 非継続基準の予定利率：年2.24%※2

⇒ 代議員会の議決を前提に年1.792%～2.688%の範囲内で設定可能

※1 「厚生年金基金の予定利率の下限等について」平成9年3月31日企国発第23号の一部改正

※2 平成9年厚生省告示第83号の一部改正

- ・継続基準における下限予定利率は、10年国債の直近1年平均(1.147%)と5年平均(1.381%)のいずれか低い率を基準に設定されている。
- ・非継続基準における予定利率は、30年国債の直近5年平均(2.239%)を勘案して設定されている。

年度	厚生年金基金			確定給付企業年金	
	継続基準 (下限予定利率)	非継続基準		継続基準 (下限予定利率)	非継続基準
		代行部分(注) (転がし利率)	プラスアルファ 部分		
H22	1.3%	▲6.83%	2.38% (1.904%～2.856%)	1.3%	2.38% (1.904%～2.856%)
H23	1.1%	7.54%	2.32% (1.856%～2.784%)	1.1%	2.32% (1.856%～2.784%)
H24	<u>1.1%</u>	▲0.26%	<u>2.24%</u> (1.792%～2.688%)	<u>1.1%</u>	<u>2.24%</u> (1.792%～2.688%)

(注) 下線部が今回明らかになった箇所。非継続基準の代行部分は各年度の4月～12月に適用される率を表記
(例 H23年度: 4～12月7.54%、翌1～3月▲0.26%)

3. 社会保障・税一体改革における年金改革案



3-1. 短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大

- 厚生年金の適用拡大に関する民主党案が決定した。
- 今後は、民主党と厚生労働省にて法案内容を検討し、国会提出へ。

～以下、メールマガジン「パート労働者への社会保険の適用拡大について」転載～

標記については、各種報道がされていますが、3月19日(月)に開催されました社会保障審議会・短時間労働者への社会保険適用等に関する部会で民主党でまとめた内容が報告されましたので、部会での質疑から明らかになった内容を含めて概要をご紹介します。

対象者の基準は下記のとおりです。

【従来】

通常の労働者の所定労働時間及び所定労働日数のおおむね4分の3以上(週30時間以上)

【民主党案】

①労働時間…週20時間以上

②賃金水準…月額7.8万円以上(年収94万円以上)

・厚生年金の標準報酬月額の下限は7.8万円に下げる

・賞与、通勤交通費は含めない(標準報酬の考えとは異なっています)

③雇用期間…1年以上

④労働者の属性…学生は適用除外

⑤企業規模…従業員501人以上

・現行の基準での厚年被保険者数(施行日時点での人数となる模様)で判断

・企業単位

⑥実施時期他…準備期間を考慮して平成28年4月施行、施行後3年以内に対象拡大

・どの項目で拡大するかは未定(賃金か企業規模?)

・健康保険の標準報酬下限(5.8万円)、被扶養配偶者の基準(年収130万円)は従来通り

⑦影響緩和措置

・3月19日付日経で「医療費増、健保で分担」として報道されましたが、標準報酬9.8万円未満の者とその被扶養者の人数を補正し、後期高齢者支援金、介護納付金を軽減、負担増分は健保組合等で負担(補正、軽減の程度は、施行日までに検討)

対象者数は、45万人で当初の370万人の目標からはかなり絞られていますが、平成19年の法案提出時の10～20万人よりは、影響が拡大しています。

尚、本部会は、民主党案が先に決まったため、取りまとめは行わず終了し、今後民主党・厚生労働省による法案内容の検討と消費税関連法案と合わせた法案の国会提出が行われるものと思われる。

3-2. 低所得者等への加算、高所得者の年金額調整の見直し等

- 低所得者への加算は一律6,000円を軸に、高所得者の年金額調整は適用範囲拡大を軸に検討。
- 今後は、民主党と厚生労働省にて法案内容を検討し、国会提出へ。

～以下、メールマガジン「2/15付日経記事『低所得者向け年金一律加算』について」転載～

標記の記事(5面)は、2月14日(火)に開催された社会保障審議会・年金部会で提示された厚生労働省案の内容を紹介しています。記事内容の補足をいたします。

部会では、①低所得者等への加算②高所得者の年金額調整③遺族基礎年金の見直しの3点が議題となりました。概要は以下のとおりです。

①低所得者等への加算

記事にある一律加算額6,000円の根拠は、今国会に法案提出された特例水準の解消(3年間で2.5%分を減額)後の基礎年金の満額約6.4万円と新しい年金制度での最低保障年金7万円の差と説明されています。

また、一律加算だけでなく、納付実績により加算額に差をつける方法として、a.納付期間比例、b.2段階定額、c.定率の3つの案が示されました。部会では、一律加算のみとする意見とa、cのように差をつける意見と分かれました。

免除期間のある人には、免除期間に応じて一定(国庫負担分の半分程度)の加算をしております。

②高所得者の年金額調整

調整を開始する基準として3つの年収金額案が示されました。1,000万円、850万円、700万円の3案です。全額停止する年収金額は、1,500万円または調整開始金額のプラス500万円程度の2案です。民主党では、より広く適用されるように1,000万円を下回る金額を支持する意見が多かったと説明されました。案のうち、850万円から減額を開始し、1,300万円ですべて全額停止する例が特に説明されました。

③遺族基礎年金の見直し

支給対象を「子のある妻」から「子のある配偶者」とし、生計維持の判定基準である年収850万円は現状維持としています。部会では、見直しに反対はありませんでしたが、850万円の水準は高すぎるという意見が多くありました。厚労省としては、現状の金額でいくとしています。

今後は、民主党と厚生労働省で具体的な法案内容が検討されると思われます。

今後とも動向を注視してまいります。

4. 65歳までの希望者全員の継続雇用義務付け



4. 65歳までの希望者全員の継続雇用義務付け

- 高年齢者雇用制度改革案がまとまった。
- 主な内容は、再雇用対象者を選別する基準の廃止・継続雇用確保先の対象拡大・年金との接続を考慮した経過措置の設定。

～以下、メールマガジン「12/27付日経記事『65歳まで継続雇用義務付け』について」転載～

標記の記事(5面)は、12月26日(月)に開催された労働政策審議会・雇用対策基本問題部会で提示された「今後の高年齢者雇用対策について(素案)」の内容を紹介しています。
今回は部会での議論の内容を解説いたします。

部会は、2013年度から行われる厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢引き上げを意識して、希望者全員の65歳までの雇用確保について本年中に取りまとめ、来年の国会に高年齢者雇用安定法の改正法案の提出を目指しています。

案のポイントは以下のとおりです。

①再雇用の例外規定の見直し

現行の労使協定により再雇用対象者を選別可能とする基準は廃止すべき。

ただ、就業規則による解雇事由または退職事由に該当し、客観的合理性、社会的相当性があれば、対象外とすることも可能。

②継続雇用における雇用確保先の対象拡大

現行は、厚生労働省Q&Aで、親会社及び明確な支配力を持つものとして、例えば、連結子会社を対象としていますが、案では、従来の運用を法令で明確化し、さらに子会社(議決権50%以上)間、関連会社(議決権20%以上)にも拡大する。

部会は労働者側、使用者側、公益側委員で構成されており、議論の方向性は以下のとおりです。

①については、労働者側が賛成、使用者側が反対で現状維持を主張して対立しており、歩み寄りはありませんでした。使用者側の反対意見は、

- ・一方的に企業に負担させるべきでない。
- ・若年者の採用抑制が行われる可能性あり。

など以前からの主張の繰り返しでした。

部会長より「年金との接続から必要なので配慮してほしい」と使用者側に了解を求めており、原案の方向になると思われます。

☞ 次頁へ続く

4. 65歳までの希望者全員の継続雇用義務付け

☞前頁からの続き

②については、雇用確保先の範囲について、いくつか質問がありました。質疑の概要は以下のとおりです。

Q. 持株会社の子会社で定年を迎え、関連会社での雇用確保は可能か。

A. 親会社と子会社(議決権が50%以上)は一体とみなして、そこから関連会社へは可能。

Q. 資本関係が無い出向先で定年を迎え、転籍した場合、雇用確保先と見なせるか。

A. 責任の範囲を明確にするため、資本関係が必要。ただし、企業と従業員の合意があれば別。

その他の質疑

Q. 指導に従わない企業名の公表等とは。

A. 企業名の公表以外に、雇用関係の助成金の対象としないことを示す。



～以下、メールマガジン「12/29付日経記事『65歳までの継続雇用義務化に経過措置』について」転載～

標記の記事(5面)は、12月28日(水)に開催された労働政策審議会・雇用対策基本問題部会で提示された報告書「今後の高齢者雇用対策について」の内容を紹介しています。

この部会で、現行の労使協定により再雇用対象者を選別可能とする基準は、経過措置を付けることを前提に廃止とする報告書がまとまりました。

報告書は、前頁で紹介した素案に対して、使用者側の反発に配慮して、①現状維持など使用者側意見があったことの明記②年金との接続を考慮して経過措置を設けることの修正が行われました。

経過措置について、厚労省の担当課長へ直接インタビューしたところ、「年金の支給開始年齢に合わせ、段階的に(希望者全員の雇用を義務付ける)年齢を引き上げる。65歳への引き上げ期間については今後検討する。2013年4月施行予定」という内容でした。

今後の進め方として、厚労省では、法律案の要綱(要旨)の作成に入り、来年1月に当部会で再度審議し、法案を2012年の通常国会に提出する予定です。

経過措置の具体的内容が注目されます。

今後とも動向を注視してまいります。

【補足】

以下の概要の「高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案が、平成24年3月9日に国会に提出された(詳細は「三菱UFJ年金情報」2012年3月号ご参照)。

1. 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止
2. 継続雇用制度の対象者が雇用される企業の範囲の拡大
3. 義務違反の企業に対する公表規定の導入
4. 雇用機会の増大の目標の対象となる高齢者を65歳以上の者にまで拡大
5. 現行法に基づき継続雇用制度の対象者を限定する基準を設けている事業主は、老齢厚生年金(報酬比例部分)の支給開始年齢到達以降の者につき、当該基準を引き続き利用できる経過措置

5. 退職給付会計基準見直しの動向



5. 退職給付会計基準見直しの動向

▶退職給付会計基準見直しに関し、連結決算のみでの即時認識の導入や適用時期の件などにつき方向性が定まった。

～以下、メールマガジン「退職給付会計基準の見直しは4月にも確定へ」転載～

3月19日(月)、ASBJ(会計基準委員会)で退職給付専門委員会が開催されました。同専門委員会開催の冒頭において、今回がステップ1の見直しに関しては最後の専門委員会であり、4月に開催される会計基準委員会にて基準を確定する予定であることが確認されました。

すでに、新基準の方向性は定まっており、概要は以下の通りです。

1. 連結財務諸表における負債・資産変動の即時認識

数理計算上の差異、過去勤務費用をその他の包括利益に計上することで退職給付債務、資産を期末時価に洗い替え、実際の積立状態を連結財務諸表に表示します。

ただし、単独決算については即時認識を行いません。また、単独決算について任意で即時認識を適用することは認められません。

2. 退職給付債務の算出方法の変更

給付見込み額の期間帰属方法について、従来の期間定額基準に給付算定式基準が加わり、両者の選択が認められます。

また、割引率の設定に関する基準が変わります。

3. より詳細な情報開示

年金資産の構成割合や退職給付債務、年金資産の要因別の増減明細など従来にも増して詳細な情報開示が求められます。

4. 適用開始時期※

平成25年4月1日以降に開始される事業年度の年度末から適用(平成26年3月期末)されます。ただし、退職給付債務の算出に関する見直しについては平成26年4月1日以降に開始される事業年度の期首から適用されます。

また、退職給付債務の算出に関しては、実務対応が困難と認められる場合には、平成27年4月1日以降に開始される事業年度の期首からの適用が可能です。

※ 次頁参照

☞ 次頁へ続く

5. 退職給付会計基準見直しの動向

☞ 前頁からの続き

退職給付会計見直しについては、年明け以降、議論が再開されましたが、再開後の論点は単独決算での取扱いと適用時期の問題でした。結果は連結決算のみの導入、公開草案から2年遅れの適用で決着しました。

また、議論の過程で開示情報の簡素化を求める声も出され、債務・資産の要因別増減において一部項目が削除され、併せて翌年度の掛金・給付額等の開示が求められないことになりました。

さらに、退職給付信託の残高開示については、一部に開示不要論がありました。投資家サイドからの強い要望があり、年金資産の資産構成を開示する箇所、「年金資産の残高に対して退職給付信託の残高の重要性が高いと認められる場合は、残高を開示する」と記載することとなるもようです。

なお、冒頭に指摘した通り、最終的に基準が確定するのは4月にも開催が予定される会計基準委員会の議決を経ることが必要です。

※ メールマガジン「退職給付会計基準の見直しの動向について」(平成24年1月31日付)より抜粋

企業会計基準委員会の退職給付専門委員会にて、改正基準の適用時期等の検討が行なわれたので、内容をご紹介します。

(1)未認識項目の一括負債計上

・強制適用

平成25年4月1日以後開始する事業年度の年度末＝平成26年3月末
(年度末決算のバランスシートにて即時認識)

・早期適用

平成25年4月1日以後開始する事業年度の期首＝平成25年4月1日
(期首時点で未認識項目を純資産の部に直接計上、第1四半期決算のバランスシートから反映)

(2)退職給付債務及び勤務費用の計算方法変更

・強制適用

平成26年4月1日以後開始する事業年度の期首＝平成26年4月1日

・早期適用

平成25年4月1日以後開始する事業年度の期首＝平成25年4月1日

出席した委員からは、IFRSの早期適用企業への配慮として早期適用を認めることを評価する意見や債務計算方法の変更の強制適用時期はさらに1年延長しても良いのではないかという意見などが出されました。

6. 平成23年12月～平成24年3月の年金ニュース



6. 平成23年12月～平成24年3月の年金ニュース

	年金ニュース	事業 運営	財政・ 掛金	給付	その他
平成23年12月 (20日以降)	・DB年金の平成23年9月決算積立状況等【DB】 (No.276)		(○)		
	・平成24年の最低責任準備金の付利率について(告示改正)【厚年】 (No.277)		○		
	・平成24年度予算編成に係る通知のご留意点【厚年】 (No.278)	○			
	・財政運営基準等の見直しにかかる政令公布について【厚年、DB】 (No.279)		○		
	・指定基金に関する行政回答【厚年】 (No.280)		○		
平成24年1月	・財政運営基準等の見直しに関する行政コメント【厚年、DB】 (No.281)		○		
	・DB年金の平成23年10月決算積立状況等【DB】 (No.282)		(○)		
平成24年2月	・財政運営基準等の見直しにかかる省令通知発出について【厚年、DB】 (No.283)		○		
	・DB年金の平成23年11月決算積立状況等【DB】 (No.284)		(○)		
	・財政運営基準等の見直しにかかる行政回答について【厚年、DB】 (No.285)		○		
平成24年3月	・平成24年度の予定利率について【厚年、DB】 (No.286)		○		
	・DB年金の平成23年12月決算積立状況等【DB】 (No.287)		(○)		

※ ()は厚年基金以外に関する事項です。

7. 当資料掲載の平成23年12月～平成24年3月のMUTB年金メールマガジン一覧



7. 当資料掲載の平成23年12月～平成24年3月のMUTB年金 メールマガジン一覧

	メールマガジン	事業 運営	財政・ 掛金	給付	その他
平成23年12月 (20日以降)	・12/27付日経記事「65歳まで継続雇用義務付け」 について【厚年、DB、DC】 (No.933)				○
	・12/29付日経記事「65歳までの継続雇用義務化 に経過措置」について【厚年、DB、DC】 (No.936)				○
平成24年1月	・退職給付会計基準見直しの動向について【厚年、 DB、DC】 (No.944)				○
	・退職給付会計基準見直しの動向について【厚年、 DB、DC】 (No.964)				○
平成24年2月	・2/14付日経記事「パートへの厚生年金・健保適 用拡大」について【厚年、DB、DC】 (No.980)		○	○	
	・2/15付日経記事「低所得者向け年金一律加算」 について【厚年、DB、DC】 (No.982)				○
平成24年3月	・退職給付会計基準の見直しは4月にも確定へ 【厚年、DB、DC】 (No.1014)				○
	・パート労働者への社会保険の適用拡大につい て【厚年、DB、DC】 (No.1017)		○	○	

- 本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。
- 本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したのですが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

本資料に関するお問い合わせ先
三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部
03-6214-6368
(受付時間:9:00~17:00(土日・祝日除く))